

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大田原市

2 構造改革特別区域の名称

おおたわら果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

大田原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

大田原市（以下「本市」という。）は、栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接している。

市の面積は 354.36 km^2 で、八溝山系の豊富な森林を有し、西に箒川の清流、中央に蛇尾川のせせらぎ、東に関東の四万十川といわれる那珂川の 3 河川が流れ、恵まれた水を利用した広大で肥沃な水田が広がり一大穀倉地帯となっている。

本市の道路網は、南北方向に国道 4 号・国道 294 号が、東西方向に国道 400 号・国道 461 号が、それぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されている。

(2) 自然・気候

本市は全国でも数カ所でしか生息していない国指定天然記念物のミヤコタナゴをはじめ、磯上のヤマザクラやザゼン草群生地、琵琶池や羽田沼に飛来する白鳥、八溝県立自然公園など、多くの貴重な自然資源に恵まれている。また、那珂川やその支流である箒川は、鮎釣りのメッカとして知られ、シーズン中は関東近郊から訪れる釣り愛好家で賑わう。

気候については、1 月の平均気温は 1.7℃ で、8 月は 24.4℃ と夏と冬、また、朝と夕の気温差が大きい内陸性の気候であり、年間の降水量は 1,522 mm であるが、冬季に降水量が少ないという特徴がある。

(3) 人口

栃木県毎月人口調査報告書に基づく令和 6（2024）年 10 月 1 日現在の本市の人口は、69,712 人となっており、これは県内 25 市町中 10 番目の人口である。本市全体の人口は、平成 17（2005）年に 79,023 人となってピークを迎え、その後はそれまでの増加傾向から減少傾向に転じている。

また、令和 6（2024）年の高齢化率は、31.0% と県内平均の 30.3% を上まわっており、

少子高齢化の進行が顕著である。

(参考) 人口の推移 (単位：人、%)

区 分	平成 12 (2000) 年		平成 22 (2010) 年		令和 2 (2020) 年	
総人口	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
	78,993	100.0	77,729	100.0	72,087	100.0
0～14 歳	11,904	15.1	9,864	12.7	8,176	11.3
15～64 歳	52,842	66.9	50,429	64.9	41,342	57.4
65 歳以上	14,195	17.9	16,385	21.1	20,726	28.8
年齢不詳	52	0.1	1,051	1.3	1,843	2.5

(資料：栃木県毎月人口調査)

(4) 産業 (農業)

本市には、多彩な産業があるが、特に製造業と農業が基幹産業となっている。

農業において、米は栃木県内でもトップクラスの生産高を誇る。また、アスパラガス、にら、うど、トマト、なすなどの野菜類の栽培が盛んであり、本市を中心に生産される軟白ねぎ「那須の白美人ねぎ」は、その食味において市場で高い評価を受けている。

この他、特産品である梨やいちご、ブルーベリーなどの果実類や高級国産牛肉の生産にも注力している。

特に梨は、栃木県梨のオリジナル品種である「にっこり」のさらなる魅力度アップを図るべく、大玉コンテストの開催や、県内自治体共同で東京スカイツリータウンに出店しているアンテナショップ「とちまるショップ」において、梨専門部研究部会の本市生産者も参加し、試食・販売を実施しており、毎年盛況を博している。

いちごについては、栃木県全体で栽培面積、産出額ともに 50 年以上全国 1 位であり、名実ともに「いちご王国」である。本市においても生産が盛んであり、栃木県が策定した「いちご王国・栃木」の戦略に基づき、新品種である「とちあいか」の収量・品質の底上げを図っている。

ブルーベリーについては、本市において定期的にブルーベリー苗木配布会を実施し、ブルーベリー栽培の普及、促進を図っており、近年では、特産ブルーベリーを使用した手づくりジェラートやブルーベリージュースなどの加工品への活用も盛んである。

また、本市特産の唐辛子の栃木三鷹（とちぎさんたか）や農業体験ができるグリーン・ツーリズムによるまちおこしも行っている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の農業においては、近年、人口減少・少子高齢化が進む中、農家における高齢化が著しく、後継者、担い手不足とあいまって、近い将来産地の維持が難しくなってきた。さらに、梨やいちご、ブルーベリーを直売所や産直所等にて販売しているが、味はおいしいが見た目や食感が悪くなってしまった梨等は市場に出回らず廃棄処分せざるを得ない現状である。

梨やいちご、ブルーベリーを果実酒の原料として活用することにより、SDGs及びフードロス削減への貢献と、新たなブランドとして付加価値をつけることにより、梨等の新たな販路拡大を図り、農家の生産事業の継続を目指す。

そのためには、本特例措置の活用により、小規模な施設での地域の特産物を原料とする果実酒の製造が可能となるような環境を整備する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、特産果実の消費拡大を図るべく、梨については農家が連携して区域内に「梨街道」を創設し、また、首都圏においてはアンテナショップに出展しPRするなど、積極的な販売促進に取り組んでいる。

いちごについては、栃木県が策定した「いちご王国・栃木」の戦略に基づき、新品種である「とちあいか」の収量・品質の底上げを図っており、ブルーベリーについては、本市において定期的にブルーベリー苗木配布会を実施し、ブルーベリー栽培の普及、促進を図り、特産ブルーベリーを使用した手づくりジェラートやブルーベリージュースなどの加工品への活用を推進している。

このような中においても、後継者不足や高齢化の進展による農家の減少など様々な課題を抱えている現状がある。

規制の特例措置を活用することで、事業者等が果実酒の製造に参入しやすくなり、新たな特産品の開発や地域ブランドの創出が期待でき、加工品を起爆剤とした地域産業の活性化が期待できる。

また、地域内で生産された特産果実を用いることで、加工用途向けや規格外で廃棄処分せざるを得なかった梨等の有効活用や高付加価値化が図られるとともに、果実類の生産拡大や就農者の確保等への繋がりも期待でき、農業経営の安定を図ることが可能となる。

このほか、観光産業などとも連携を図り、区域内の農家民泊を始めとした宿泊施設等において各酒類を提供することで、新たな宿泊者とリピーターが増えることによる販路の拡大や所得の向上が期待でき、農業の振興のみならず、地域全体の活性化に繋がり、魅力ある地域に生まれ変わることが期待できる。

本特例措置の活用により、小規模な施設でも地域の特産物を原料とする果実酒の製造が可能になる本特例措置の意義は極めて大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置を活用することにより、地域の特産果実である梨やいちご、ブルーベリーを使った酒類製造へ取り組みやすくなり、多くの事業者等が果実酒製造に参入する

ことが期待できる。このことから、果実酒を中心に独創性にあふれた新たな事業への展開や雇用機会の創出等を図る。

また、事業者ごとにオリジナリティ溢れる様々な種類の果実酒の製造が見込まれ、新たな特産品の創出や地域ブランドの確立を図り、ふるさと納税返礼品に活用するなど、本市の魅力向上や交流人口・関係人口の増加に向けた取組に繋げる。

さらには、これらの取組により、加工用途や廃棄処分せざるを得ない果実のより一層の有効活用や高付加価値化などによる農家経営の安定を図るとともに、果実類の生産拡大や就農者の確保なども期待でき、産地の維持・発展、ひいては地域全体の発展を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発及びブランド化等による収入増加と知名度アップ

新たな地域特産品の開発及び加工品として付加価値を高めたブランド化の推進により有利販売が可能となり、販路拡大や農業収益の増加等が図られる。

また、新たな取組を広く市内外に PR することで、本市及び本市果実の知名度アップに繋がる。

(2) 地域農業の振興

地域内で生産された特産果実を用いることで、加工用途向けや規格外品の有効活用が可能となり、果実の生産拡大や高付加価値化による収益向上等が見込まれる。

(3) 農業・観光等の連携による地域経済活性化

醸造施設の誕生により、農家民泊や果樹園等と連携した体験型農業の受入促進が期待できるほか、ジュース・ジャム等の他加工品の開発も期待できる。これらを観光や特産品販売に携わる関係団体や地元飲食店等と連携し、一体的に周知・販売を図ることで都市と農村の交流拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
特産酒類製造事業者数	0 件	1 件	1 件
特産酒類製造数量	—	2k1	4k1

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物 (梨、いちご、ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

大田原市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特産物を原料とした果実酒 (特産酒類) を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る年間 6 キロリットルの最低製造数量基準が 2 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を取得することが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。また、果実酒製造への取り組みは、規格外の梨やいちご、ブルーベリーの有効活用に繋がり無駄が無くなることから、生産者の収入向上や生産意欲の向上にも繋がるものとする。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象となることから、市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。